

「公印省略」

令和5年6月17日

加盟団体代表者 殿

NPO法人大木町スポーツ協会
理事長 山北 清四郎

令和5年度 地域スポーツ普及助成事業 「大木町スポーツ教室開設委託事業」に係わる希望調査について

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より本協会に対しまして、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本協会ではスポーツの普及振興策の一環として「スポーツ教室開設委託事業」を実施しております。

昨年の本会議（加盟団体合同部会）において意見交換会をした際に最も多く出されたご意見として「部員の減少」や「会員集め」が課題でした。

本事業は、そうした課題の解決策としても有効的な手段の一つであり、是非開設され地域スポーツの普及に取り組んでいただければと思います。

つきましては、スポーツ教室開設希望について、下記によりご回答をお願いします。

記

1. 提出期限 令和5年7月18日（火）
※期限迄に提出がない時は、「希望無し」と判断させていただきます。
2. 提出書類 別紙（様式1号）
3. 提出先 NPO法人大木町スポーツ 事務局
電話 / FAX 32-1288

令和5年度 地域スポーツ普及助成事業 「大木町スポーツ教室開設委託事業」実施要項

1. 目的

子どもから青少年・高齢者のスポーツ活動に対する欲求に対し、指導者を配置するなど各種スポーツ教室を開設して、青少年の健全育成と生涯スポーツの普及振興を図る。

2. 主催

NPO法人大木町スポーツ協会

3. 主管

開設希望団体

4. 事業内容

- (1) 子どもから青少年・高齢者にいたる各年齢層男女を対象とする。
- (2) 大木町のスポーツ人口やスポーツグループ団体等の現状及び将来の予測などを考慮し、町民が進んで参加できるようにする。
- (3) 開設教室
 - ① 主管団体が計画（募集要項）し、実施する。
 - ② 1教室の開設時間数は、10時間～12時間程度とする。
 - ③ 1教室の参加人数は、10名～20名程度とする。
 - ④ 年齢、性別、技能の程度などを考慮し、可能な限り町民の多様な欲求に応ずるように留意する。
 - ⑤ 指導者は、スポーツ教室終了後も参加者が継続的に行えるよう、主管団体への加入を勧める等適切な指導助言を行うようにする。

5. 経費

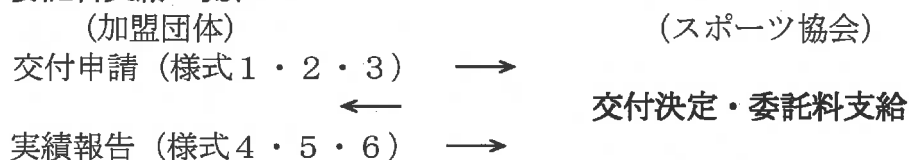
- (1) 委託料：1教室 40,000円が限度（時間数・参加人数に応じて）
- (2) 参加料：1名 500円程度（保険料）

6. 委託対象経費

次に掲げる経費のうち委託事業を実施するため、必要な経費とする。

- (1) 謝金（指導者謝礼）
- (2) 会場諸経費（使用料、用具消耗品、通信運搬費）

7. 委託料支給の流れ



スポーツ教室開設に伴う委託費積算基準

スポーツ教室の開設基準は、実施時間を10時間～12時間とし、参加人員については10人～20人としている。しかしながら、参加人員について応募者が少ないことも考えられるので、極端に少ない場合を除き実施する方向で取組むものとする。

□指導者謝金

指導者 1,000円/h×実施時間数
助手 500円/h×実施時間数

*標準として、1教室に指導員1名、助手2名体制とする。

(例) ○○教室として12時間開催した場合

指導者 1,000円/h×12時間×1名=12,000円
助手 500円/h×12時間×2名=12,000円
謝金合計 24,000円

□通信、消耗品等

参加人員 10名未満 6,000円
11～15人 9,000円
16～20人 12,000円

□使用料が発生する場合、上記の金額に使用料(実費用額)を加算する。ただし、委託費の上限額を40,000円としているので、40,000円を超えた場合は40,000円を支給する。